

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十六年三月二十日

広島県監査委員

佐々木

弘

司

同

宮

政

利

同

高

義

則

同

佐

藤

均